

国指定沖ノ島鳥獣保護区
沖ノ島特別保護地区計画書
【指定】
(環境省案)

令和 5 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

沖ノ島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定沖ノ島鳥獣保護区のうち、沖の島漁港西防波堤基部を起点として同漁港施設区域北端に沿って東進し、同港第1号護岸の東端に至る線より海域側（漁港施設区域側）を除いた区域及び小屋島、御門柱、天狗岩の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5（2023）年11月1日から令和25（2043）年10月31日まで（20年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、福岡市の北北西約80km沖合の玄界灘に位置し、沖ノ島本島とその属島である小屋島及び御門柱と天狗岩の岩礁からなる。

当該区域においては常住人口はなく、人間活動による鳥類への影響が少なく、ヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメ及びオオミズナギドリなどの海鳥類の重要な集団繁殖地となっている。また、猛きん類のハヤブサやウミネコ、アマツバメなどの多様な鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域は特にオオミズナギドリやハヤブサなど海鳥類の生息・繁殖にとって重要な場所であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

1) 鳥類の生息状況のモニタリング調査、現場巡視等をとおして、区域内の鳥類の生息環境の把握に努める。

2) 沖ノ島本島では、人為的に移入したと考えられるクマネズミ、ドブネズミの生息が確認されていることから、その海鳥の繁殖への影響について把握を図る。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、福岡市の北北西約 80km の沖合の玄界灘に位置し、沖ノ島本島の南約 1 km には属島である小屋島及び御門柱、天狗岩の岩礁が散在している。

イ 地形、地質等

沖ノ島は、東西約 1.5km、南北約 1 km、周囲 4 km の紡錘形を呈し、北東から西南方向の島の長軸に沿って、沖ノ島灯台の立つ一ノ岳 (243.6m) を主峰として、二ノ岳、三ノ岳 (170m) の丘陵が低く連なる。これら分水嶺の南東側は急傾斜の崖となっており、その下に崩落した岩や土砂がたまり、海岸斜面を形成している。海岸近くには湧水が見られる。海岸線は巨岩の累積した荒磯と海食崖からなり、地質は大部分が凝灰岩からなる。

ウ 植物相の概要

当該区域は、対馬暖流の影響を受け、西日本特有のタブが優占する暖帯林(照葉樹林帯)が形成され、特に北西側及び南側は、タブを主として、ホルトノキ、ヤブニッケイ、ナタオレノキ、ホソバタブなどが高木層を形成し、林内では、アオキ、ヤブツバキ、イヌビワ、ハマビワ、マサキなどが低木層を形成している。下層植生はムサシアブミ、ノシランなどの海岸性のもので占められる。

南東側の海岸斜面では、この島独特の草原が形成され、ハチジョウススキを主として、ニオウヤブマオやハマウド、クサフジなどが見られる。

島の北端の崖上にビロウが見られ、また、島南部にはオオタニワタリが生育し、自生の北限地となっている。

島全体が宗像大社の御神体島であることから、原始的な森林の状態が保たれており、「沖の島原始林」として、国の天然記念物に指定されている。

エ 動物相の概要

カンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメ(以上、環境省レッドリスト 2020 絶滅危惧Ⅱ類)は小屋島北側海岸斜面上部のヒゲスゲの草地を、また、オオミズナギドリは沖ノ島のタブ、アカガシ、ホルトノキ、ヤブニッケイ、アオキ、ヤブツバキ等の樹木の茂る林内を、それぞれ営巣地として利用している。

沖ノ島本島において、クマネズミ、ドブネズミの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり

イ 獣類

別表 2 のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

常住人口及び耕作地は存在しないため、農林水産業への被害は生じていない。

5 施設整備に関する事項

(1)	鳥獣保護区用制札	—	本
(2)	特別保護地区用制札	1	本
(3)	案内板	1	基
(4)	給水器	—	基
(5)	給餌台	—	基
(6)	巣箱	—	個
(7)	その他	—	

6 参考事項

(1) 当初指定

昭和 59 年 3 月 31 日（昭和 59 年 3 月 28 日 環境庁告示第 10 号）

(2) 経緯

平成 16 年 3 月 31 日（平成 15 年 10 月 30 日 環境省告示第 120 号）

別表1 国指定沖ノ島鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	(97) 94 ha	ha	ha	(94) 93 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 林 野	(95) 91 ha	ha	ha	(94) 91 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 水 面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	3 ha	ha	ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国土交通省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 都道府県所有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 市町村所有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	(97) 94 ha	ha	ha	(94) 93 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	(90) 91 ha	ha	ha	(89) 91 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	(90) 91 ha	ha	ha	(89) 91 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	(7) 3 ha	ha	ha	(7) 2 ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	(97) 94 ha	ha	ha	(94) 93 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域 〔沖ノ島自然環境保全地域（福岡県環境保全に関する条例）〕	93 ha	ha	ha	93 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	93 ha			93 ha					
└ 普通地域									
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区									
└ 特別地域									
└ 普通地域									
文化財保護法による地域 （国指定天然記念物沖ノ島原始林）	92 ha	ha	ha	91 ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

目	科	○	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ		ウズラ	VU	冬鳥
カモ	カモ		カルガモ		留鳥
			コガモ		冬鳥
			オンドリ		漂・冬鳥
			ウミアイサ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ		カンムリカイツブリ		冬鳥
			ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト	ハト		カラスバト	NT、天然記念物	留鳥
		○	キジバト		留鳥
			ドバト		留鳥
アビ	アビ		シロエリオオハム		冬鳥
ミズナギドリ	ミズナギドリ	○	オオミズナギドリ		留鳥
	ウミツバメ		ヒメクロウミツバメ	VU	夏鳥
カツオドリ	カツオドリ	○	カツオドリ		留鳥
	ウ		ヒメウ	VU	冬鳥
			ウミウ		留鳥
ペリカン	サギ		サンカノゴイ	EN	留・冬鳥
			ヨシゴイ	NT	夏鳥
			オオヨシゴイ	CR	冬鳥
			ミゾゴイ	VU	夏鳥
		○	ゴイサギ		留鳥
			アマサギ		夏鳥
		○	アオサギ		留鳥
		○	ダイサギ		留鳥
			チュウサギ	NT	夏鳥
		○	コサギ		留鳥
			クロサギ		留鳥
ツル	クイナ		バン		留鳥
カッコウ	カッコウ		カッコウ		夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	○	ヨタカ	NT	旅鳥
アマツバメ	アマツバメ	○	アマツバメ		夏鳥
チドリ	チドリ		コチドリ		夏鳥
	シギ		ヤマシギ		冬鳥
			チュウシャクシギ		旅鳥
			ダイシャクシギ		旅・冬鳥
			ホウロクシギ	VU	旅鳥
			アオアシシギ		旅鳥
			クサシギ		旅・冬鳥
		○	キアシシギ		旅鳥
		○	イソシギ		留鳥
	カモメ		ミツユビカモメ		冬鳥
		○	ウミネコ		留・漂鳥
			セグロカモメ		冬鳥
			オオセグロカモメ	NT	留・冬鳥
	ウミスズメ		カンムリウミスズメ	VU	留鳥
			ウトウ		漂鳥
タカ	ミサゴ	○	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ	○	トビ		留鳥
			アカハラダカ		旅鳥
			ツミ		留鳥
			ハイタカ	NT	冬鳥
			サシバ	VU	留・漂鳥
		○	ノスリ		留・漂鳥
フクロウ	フクロウ		オオコノハズク		冬鳥
		○	コノハズク		夏鳥
			リュキュウコノハズク		留鳥
			トラフズク		留鳥
			コミミズク		冬鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	○	ヤツガシラ		旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ		ヤマショウビン		旅・迷鳥
			カワセミ		留鳥
	ブッポウソウ		ブッポウソウ	EN	夏鳥
キツツキ	キツツキ		コゲラ		留鳥
			アカゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ		チョウゲンボウ		冬鳥
			チゴハヤブサ		夏鳥
		○	ハヤブサ	VU、国内希少	留鳥
スズメ	ヤイロチョウ		ヤイロチョウ	EN	夏鳥
	サンショウクイ		サンショウクイ	VU	夏鳥
	モズ		チゴモズ	CR	夏鳥
	カラス		カササギ		留鳥
			ミヤマガラス		冬鳥
		○	ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ		キクイタダキ		留・漂鳥

目	科	○	種または亜種	種の指定等	備考
	ツリスガラ		ツリスガラ		冬鳥
	シジュウカラ		ヤマガラ		留・漂鳥
		○	シジュウカラ		留鳥
	ヒバリ		ヒメコウテンシ		迷鳥
			ヒバリ		留鳥
	ツバメ	○	ツバメ		留鳥
			コシアカツバメ		夏鳥
			イワツバメ		留鳥
	ヒヨドリ	○	ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○	ウグイス		留鳥
			ヤブサメ		夏鳥
	ムシクイ		メボソムシクイ		旅鳥
			エゾムシクイ		旅鳥
			センダイムシクイ		旅鳥
	メジロ	○	メジロ		留鳥
	センニュウ	○	シマセンニュウ		夏鳥
			ウチヤマセンニュウ	EN	夏鳥
			エゾセンニュウ		夏鳥
	ヨシキリ		コヨシキリ		夏鳥
	レンジャク		ヒレンジャク		冬鳥
	ミソサザイ		ミソサザイ		留・漂鳥
	ムクドリ		ムクドリ		留・漂鳥
			コムクドリ		夏鳥
			ホシムクドリ		冬鳥
	ヒタキ		トラツグミ		留鳥
			カラアカハラ		旅・冬鳥
			クロツグミ		夏鳥
			マミチャジナイ		旅鳥
			シロハラ		冬鳥
			ツグミ		冬鳥
			ノゴマ		夏鳥
			コルリ		夏鳥
			シマゴマ		迷鳥
			ルリビタキ		漂鳥
			ジョウビタキ		冬鳥
			ノビタキ		夏鳥
		○	イソヒヨドリ		留鳥
			エゾビタキ		旅鳥
			コサメビタキ		夏鳥
			キビタキ		夏鳥
	スズメ		スズメ		留鳥
	セキレイ	○	キセキレイ		留・漂鳥
		○	ハクセキレイ		留鳥
			セグロセキレイ		留鳥
			マミジロタヒバリ		旅鳥
		○	ビンズイ		夏・漂鳥
			ムネアカタヒバリ		旅鳥
			タヒバリ		冬鳥
	アトリ		アトリ		冬鳥
		○	カワラヒワ		留・漂鳥
			マヒワ		留・冬鳥
			ハギマシコ		冬鳥
	ホオジロ	○	ホオジロ		留鳥
			シロハラホオジロ		迷鳥
			コホオアカ		旅鳥
			キマユホオジロ		旅鳥
			カシラダカ		冬鳥
			ミヤマホオジロ		冬鳥
			シマアオジ	CR、国内希少	夏鳥
			ノジコ	NT	夏鳥
			アオジ		留・漂鳥
			クロジ		漂鳥
合計	20目	49科	136種		

(注)

1. 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。

2. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト(2020)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、 EN: 絶滅危惧ⅠB類、 VU: 絶滅危惧Ⅱ類、

NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物: 文化財保護法による天然記念物

3. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

4. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

(別表 3) 生息する鳥獣類

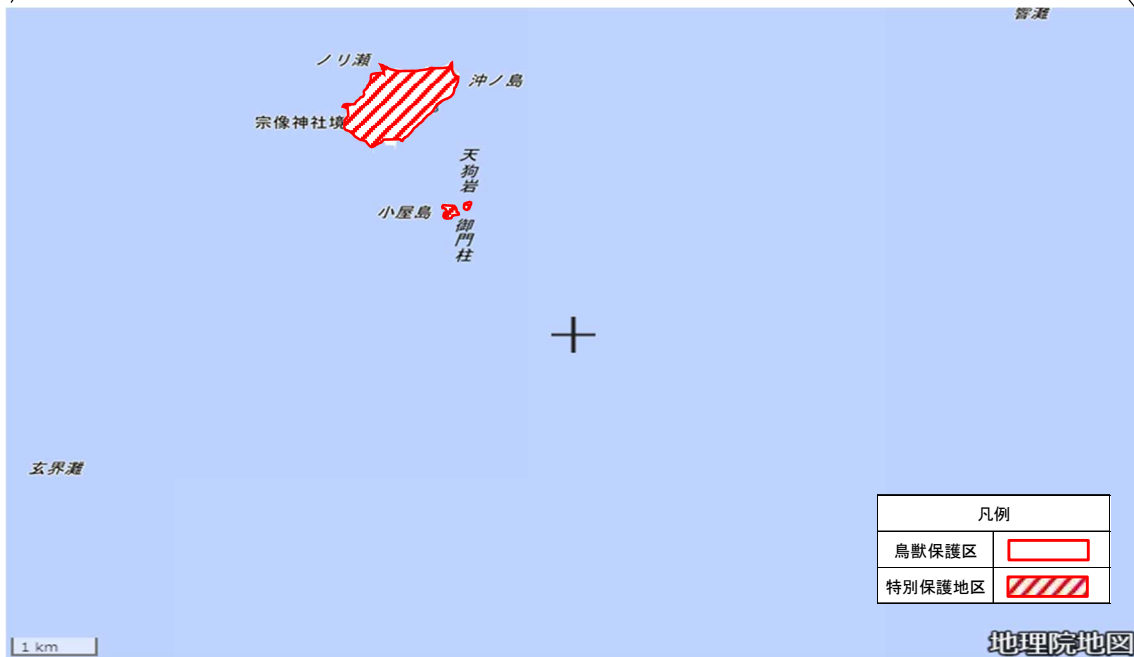
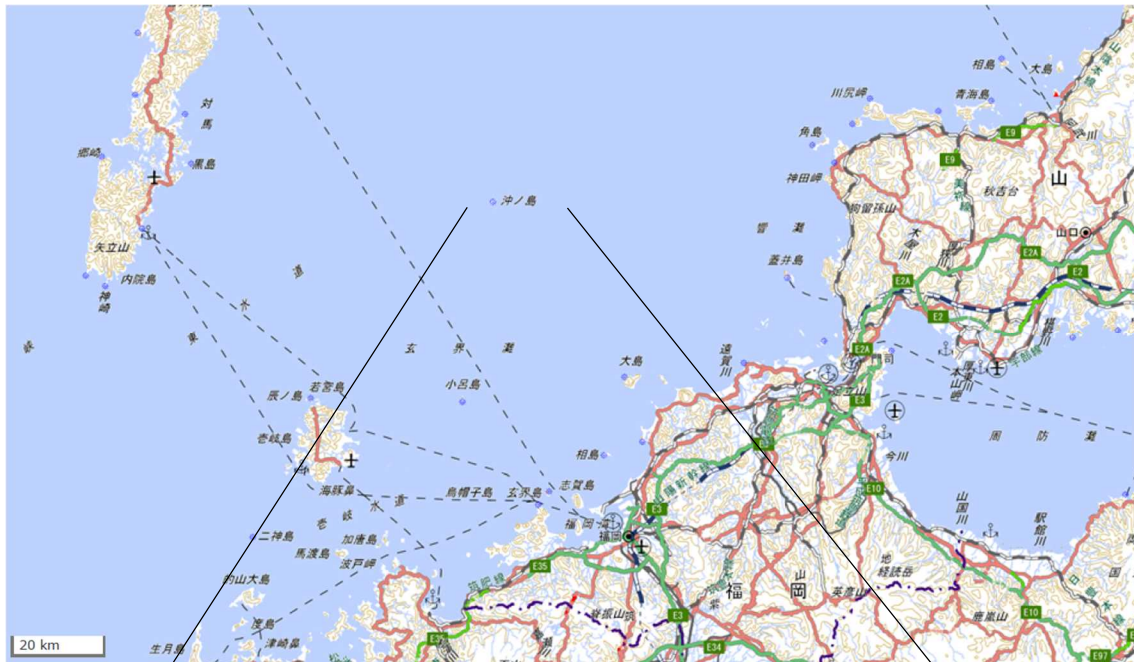
イ 獣類

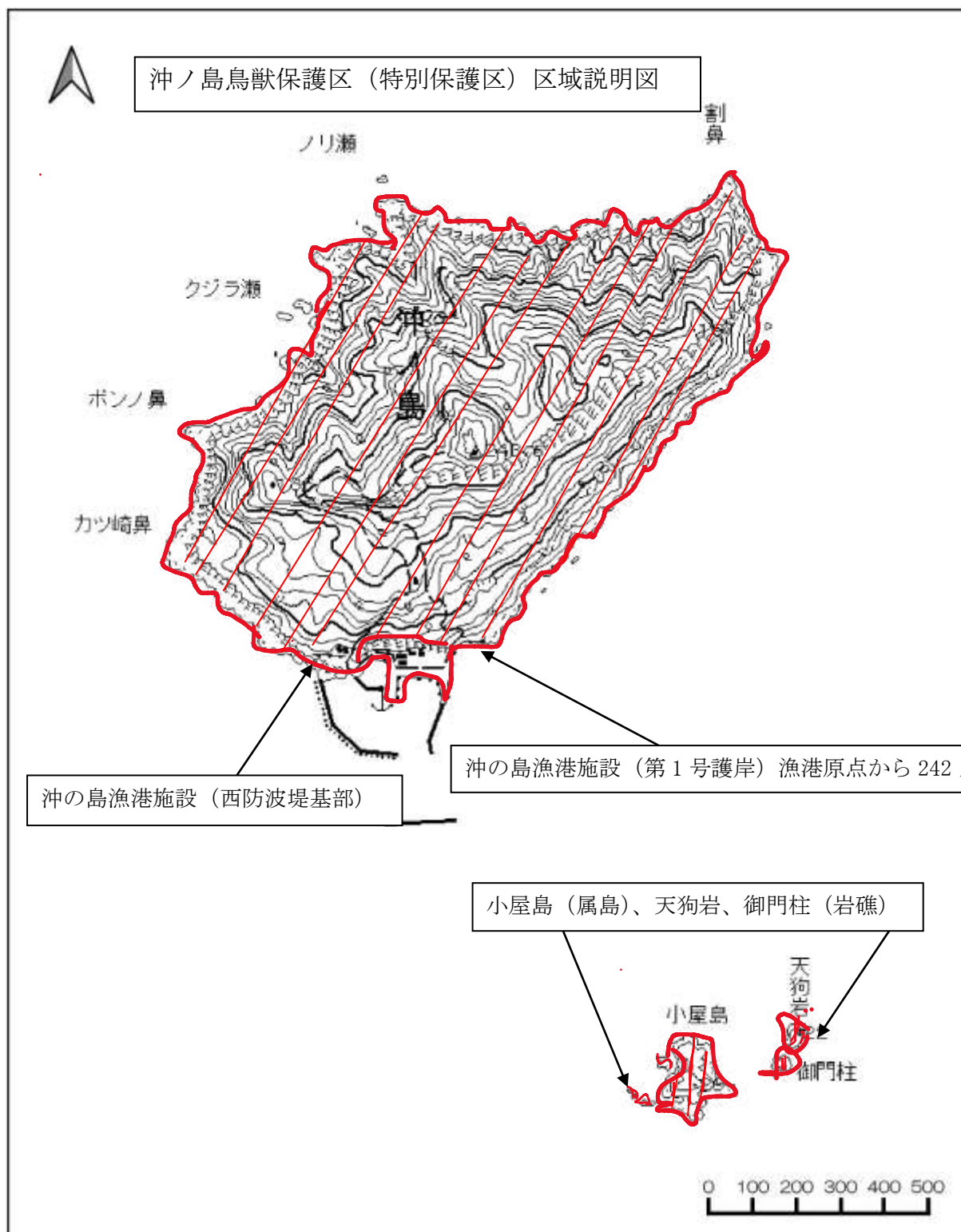
	目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ネズミ	ネズミ	ドブネズミ クマネズミ		
合計	1種	1種	2種		

(注)

- 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第 7 版（日本鳥学会、2012 年）に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(2020)
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 2 条第 4 項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

国指定沖ノ島鳥獣保護区（特別保護区）位置図





国指定沖ノ島鳥獣保護区のうち、沖の島漁港西防波堤基部を起点として同漁港施設区域北端に沿って東進し、同港第1号護岸の東端に至る線より海域側（漁港施設区域側）を除いた区域及び小屋島、御門柱、天狗岩の区域